

令和6年度 前期選抜募集要項

福島県立勿来高等学校

郵便番号 979-0141

福島県いわき市勿来町窪田町通2丁目1番地

TEL (0246) 65-2221

FAX (0246) 65-7474

ホームページ <https://nakoso-h.fcs.ed.jp/>

1 対象学科及び募集定員

課 程	学 科	募 集 定 員
全日制	普 通 科	募集定員 40 名。そのうち特色選抜を 10%程度、一般選抜を特色選抜において合格と判定された者の数を除いた数とする。

2 通学区域

通学区域は、「福島県立高等学校の通学区域に関する規則」による。

3 出願資格

前期選抜に出願することのできる者は、次の(1)、(2)のいずれかに該当する者とし、特色選抜への出願資格については(3)の条件も満たす者とする。

- (1) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業又は修了した者、あるいは令和6年3月卒業見込又は修了見込の者（以下「卒業生及び卒業見込の者」という。）
- (2) 中学校卒業生と同等以上の学力があると認められる者
 - ① 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者
 - ② 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
 - ③ 文部科学大臣の指定した者
 - ④ 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則（昭和41年文部省令第36号）により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
 - ⑤ 高等学校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
- (3) 本校が示す特色選抜における「志願してほしい生徒像」を踏まえ、自ら志願する動機・理由が明白かつ適切である者

4 出願方法

- (1) 中学校卒業生及び卒業見込の者は、在学（出身）中学校長を通して、本校校長に出願する。
- (2) 上記(1)以外の者は、直接、本校校長に出願する。

5 併願の取扱い

志願者は、一つの高等学校に限り、特色選抜と一般選抜のいずれか又は両方に出願することができる。

6 出願期間

令和6年2月5日（月）から2月8日（木）までとする。受付時間は、午前9時から午後4時までとし、出願最終日は午前9時から正午までとする。

県外等から郵送により出願する場合は、速達・書留とし、簡易書留による受験票等送付に必要な額（434円）の切手を貼付した返信用封筒（長形3号）を同封の上、令和6年2月8日（木）正午までに必着とする。その場合、事前に本校校長に連絡する。

7 出願に必要な書類

(1) 中学校卒業者及び卒業見込の者

① 入学願書（県教育委員会において作成したもの）

② 令和6年度福島県立高等学校入学志願に関する調査書（以下「調査書」という。）

ただし、年齢 20 歳以上の者については、本校校長の判断により、調査書の提出を免除することができる。

なお、提出期間は令和6年2月15日（木）から2月16日（金）までとする。受付時間は、午前9時から午後4時までとする。

③ 特色選抜志願理由書（本校において作成したもの）

ただし、一般選抜のみに出願する志願者については不要とする。

④ 受験票用紙（県教育委員会において作成したものに、受験番号欄の学科名、中学校名、志願者氏名を記入したもの）

⑤ 入学検定料納付済証明書用紙（県教育委員会において作成したものに、中学校名、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの）

(2) 上記(1)以外の者

① 入学願書（上記(1)①に同じ）

② 特色選抜志願理由書（本校において作成したもの）

ただし、一般選抜のみに出願する志願者については不要とする。

③ 健康診断書（令和6年1月以降に医師の診断を受けたもの）

ただし、「3 出願資格」の「(2) 中学校卒業者と同等以上の学力があると認められる者」の②に相当する者については、健康診断書の提出を免除することができる。

④ 履修証明書、学習成績証明書

ただし、やむを得ない事情がある場合は、それに代わるもの。

⑤ 受験票用紙（県教育委員会において作成したものに、受験番号欄の学科名、志願者氏名を記入したもの）

⑥ 入学検定料納付済証明書用紙（県教育委員会において作成したものに、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの）

(3) 中学校長は、本校校長に入学願書を提出するとき、前期選抜志願者名簿を添付する。

(4) 入学願書には、入学検定料として、2,200 円の「福島県収入証紙」を貼付する。

ただし、志願者において消印しない。

8 自己申告書の提出

中学校において不登校であった志願者については、本人の希望により、長期欠席等の理由などを記載した自己申告書（様式統一5号）を出願に際して本校校長に提出できる。

提出できる者は、不登校による欠席日数が1年間で30日以上とするが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

また、保健室等登校であった者も、その日数が1年間で30日以上の場合提出できるが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

提出及び受領は次の方法により行う。

(1) 志願者は、必要事項を記入した後、厳封の上、本校校長あて親展とし、書留で郵送するか又は持参する。郵送の場合には、志願者の住所、氏名を記入し、簡易書留による自己申告書受領書送付に必要な額（434 円）の切手を貼付した返信用封筒（長形3号）を同封する。

(2) 自己申告書の提出があった場合、本校校長は自己申告書受領書を交付する。

(3) 提出期間は令和6年2月15日（木）から2月16日（金）までとする。

郵送の場合には、2月16日（金）の消印有効とする。

持参の場合の受付時間は、午前9時から午後4時までとする。

9 県外等からの出願

(1) 隣接県の隣接学区内からの出願については、別に隣接県教育委員会と福島県教育委員会が相互に定める入学志願者の取扱いに関する協定により、本校校長が処理する。

(2) 上記(1)以外の県外からの出願については、「令和6年度福島県立高等学校入学志願者選抜実施要綱」によるものとする。

10 願書受付

- (1) 出願書類受け付け完了と同時に受験番号を記入した受験票及び入学検定料納付済証明書を交付する。
志願者は、交付された入学検定料納付済証明書については、写しをとっておくこと。
- (2) 本校校長は、志願者の入学願書について精査し、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、入学願書の受付を取り消すことができる。
 - ① 入学願書に記載した事項に虚偽があるとき
 - ② 所定の手続きを経ないで、他通学区域から出願したとき

11 出願先変更

- (1) 志願者は、令和6年2月9日（金）から2月14日（水）までの期間内で、1回に限り、出願先及び出願した選抜を変更することができる。
- (2) 受付時間は出願の場合と同じである。ただし、土曜日、祝日及び振替休日は受け付けない。
- (3) 出願先変更の手続きについては「令和6年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」によるものとする。

12 出願の取消し

- (1) 中学校卒業者及び卒業見込の者が前期選抜の出願を取り消す場合は、出願取消届（様式共通7号）を在学（出身）中学校長を通して出願期間終了後に本校校長に提出する。
- (2) 上記(1)以外の者は、出願取消届（様式共通7号）を出願期間終了後に、直接、本校校長に提出する。
- (3) 前期選抜の出願を取り消す者は、本校に受験票を返還する。
ただし、すでに納付された入学検定料については返還しない。

13 調査書

中学校卒業見込の者については、第3学年の評定は1月末日までのものを記入し、「出欠の記録」の第3学年の欄は1月末日までの状況について記入する。
なお、「受験番号」の欄は、中学校において記入する。
その他の記入については、「令和6年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」によるものとする。

14 学力検査・特色検査（小論文）・特色面接・一般面接の日時、日程及び会場

志願者全員に学力検査を課す。
特色選抜志願者には特色面接を課す。
一般選抜志願者には一般面接を課す。
特色選抜と一般選抜の両方に出願している志願者に対しては、特色面接の実施をもって一般面接の実施とみなす。
特色選抜志願者及び特色選抜と一般選抜の両方に出願した志願者には特色検査（小論文）を課す。

学力検査

- | | | |
|-----------------|---|---|
| (1) 日 | 時 | 令和6年3月5日（火）午前9時～午後3時10分 |
| (2) 受 | 付 | 午前8時～午前8時15分（受付場所は本校生徒昇降口） |
| (3) 会 | 場 | 本校 |
| (4) 検 査 教 科 | | 検査教科は次のとおりとし、各教科の満点を50点、検査時間はそれぞれ50分とする。
国語 社会 数学 理科 外国語（英語）
なお、外国語（英語）の検査には「放送によるテスト」を含む。 |
| (5) 持 参 す る も の | | 受験票、上ばき、昼食、鉛筆（シャープペンシルも可）、消しゴム、コンパス、定規（ただし、下敷、分度器（分度器機能を有する定規を含む）は使用できない。）
※ 携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等の電子機器類は持ち込まないこと。 |

9:00	9:50	10:10	11:00	11:20	12:10	13:10	14:00	14:20	15:10
国語	休	数学	休	外国語 (英語)	昼食	理科	休	社会	
(50分)	(20分)	(50分)	(20分)	(50分)	(60分)	(50分)	(20分)	(50分)	

特色検査（小論文）・特色面接・一般面接

- | | | |
|------------|---|---|
| (1) 日 | 時 | 令和6年3月6日（水）午前9時以降 |
| (2) 受 | 付 | 午前8時～午前8時15分（受付場所は本校生徒昇降口） |
| (3) 会 | 場 | 本校 |
| (4) 持参するもの | | 受験票、上ばき、昼食、鉛筆（シャープペンシルも可）、消しゴム
※ 携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等の
電子機器類は持ち込まないこと。 |

(5) 日 程

9:00

14:00 (予定)

特色検査（小論文）・特色面接・一般面接

(特色検査(小論文)は特色選抜に出願した志願者及び特色選抜と一般選抜の両方に出願した志願者に課す)

※特色選抜と一般選抜の両方に出願している志願者に対しては、特色面接の実施をもって一般面接の実施とみなす。

※終了時刻は受験者数によって変更あり

15 追検査等の実施

- (1) 追検査等の対象となる志願者
 - ① インフルエンザ等学校感染症（※）に罹患した状態にあり、検査等の全部又は一部を欠席した者
 - ② インフルエンザ等学校感染症以外の疾病や負傷により、やむを得ず検査等の全部又は一部を欠席した者
 - ③ 試験会場に向かう途中の事故・事件等に巻き込まれた場合や非常災害による交通遮断等、やむを得ない事由により検査等の全部又は一部の欠席を余儀なくされた者なお、上記②、③の志願者の追検査等受験の可否については、本校校長と県教育委員会が協議し、判断する。

※ ここでいう「インフルエンザ等学校感染症」とは、学校保健安全法施行規則第 18 条に定められた「学校において予防すべき感染症」を指すものとする。
- (2) 追検査等受験の手続き
 - ① 在学（出身）中学校長は、事前に本校校長に連絡する。

ただし、中学校卒業者及び卒業見込みの者以外の者については、直接、本校校長に連絡する。
 - ② 追検査等の受験を希望する者は追検査等受験願（様式共通 14 号）を令和 6 年 3 月 7 日（木）午後 4 時までに在学（出身）中学校長を通して本校校長へ提出する。

ただし、中学校卒業者及び卒業見込みの者以外の者については、直接、本校校長に提出する。
 - ③ インフルエンザ等学校感染症に罹患した状態にあり、検査の全部又は一部を欠席した者及びインフルエンザ等学校感染症以外の疾病や負傷により、やむを得ず検査の全部又は一部を欠席した者については、医師の診断書を添付する。
 - ④ 本校校長は追検査等の受験を認めた者に対して、追検査等受験許可証（様式共通 15 号）を交付する。

16 追検査等の日時、日程及び会場

追検査等については出願と受験の状況により実施内容が異なる。

受験生の出願の状況	受験状況		実施する追検査等
	第1日目	第2日目	
特色選抜と一般選抜の併願	欠席	欠席	学力検査・特色検査・特色面接
	受験	欠席	特色検査・特色面接
	欠席	受験	学力検査
特色選抜のみ出願	欠席	欠席	学力検査・特色検査・特色面接
	受験	欠席	特色検査・特色面接
	欠席	受験	学力検査
一般選抜のみ出願	欠席	欠席	学力検査・一般面接
	受験	欠席	一般面接
	欠席	受験	学力検査

(1) 日 時 令和6年3月11日(月) 午前9時以降

(2) 受 付

学力検査・特色検査・特色面接を受験する者	午前8時～午前8時15分
学力検査・一般面接を受験する者	
特色検査・特色面接を受験する者及び一般面接のみを受験する者	午後2時35分～午後2時50分

(受付場所は本校生徒昇降口)

(3) 会 場 本校

(4) 持 参 す る も の 追検査等受験許可証、受験票、上ばき、昼食、鉛筆(シャープペンシルも可)、消しゴム、コンパス、定規(ただし、下敷、分度器(分度器機能を有する定規を含む)は使用できない。)

※ 携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等の電子機器類は持ち込まないこと。

(5) 日 程

学力検査

9:00	9:50	10:05	10:55	11:10	12:00	12:50	13:40	13:55	14:45
国 語	休	数 学	休	外国語 (英語)	昼 食	理 科	休	社 会	
(50分)	(15分)	(50分)	(15分)	(50分)	(50分)	(50分)	(15分)	(50分)	

15:20

17:00(予定)

特色検査(小論文)・特色面接・一般面接

(特色検査(小論文)は特色選抜に出願した志願者及び特色選抜と一般選抜の両方に出願した志願者に課す)

※特色選抜と一般選抜の両方に出願している志願者に対しては、特色面接の実施をもって一般面接の実施とみなす。

※終了時刻は受験者数と受験する検査によって変更あり

17 選抜方法・選抜資料

(1) 特色選抜

特色選抜における「志願してほしい生徒像」

本校はキャリア指導を推進する高校として、令和5年度入学生より福祉の教育プログラム「福祉コース」(2年次以降の科目選択制)を導入しました。「福祉コース」では、福祉関連の基礎・基本を学習するとともに、福祉施設での実習を通して地域との関わりを深め、福祉社会

で活躍できる生徒の育成を目指します。また、福祉系への進学対策を推進します。

そこで本校では、上記の概要をよく理解し、福祉分野（特に高齢者介護）への進路希望が明確である、次のような生徒を求めています。

- 欠席や遅刻が少ないなど、基本的な生活習慣が身についており、校則や社会規範を守り、けじめのある生活ができる生徒。
- 学習活動をはじめ学校での諸活動に積極的に取り組みながら、進路希望の実現に向かって意欲的に努力できる生徒。

学力検査の成績、特色選抜志願理由書、調査書の審査結果、特色面接の結果及び特色検査（小論文）の結果を資料として総合的に判定して選抜する。（次の①から⑥）

① 学力検査

5教科実施し、学力検査の満点を250点とする。

② 特色選抜志願理由書

志願の動機・理由、高校生活で取り組みたいこと、長所・特技等、これまで取り組んできた諸活動の内容について、本人が具体的に記入する。

③ 調査書

「各教科の学習の記録」の評定については、国語、社会、数学、理科、外国語（英語）、音楽、美術、保健体育、技術・家庭の第1学年から第3学年の評定を合計し、135点満点とする。

「特別活動等の記録」及び「長所・特技等の記録」は、部活動や地域クラブ活動等の実績や取組内容などを含めて総合的に評価して点数化し、55点満点とする。

調査書の成績の満点は合計190点とする。

④ 特色面接

個人面接を実施する。特色面接については点数化し、30点満点とする。

⑤ 特色検査（小論文）

小論文を実施する。あるテーマについて、600字程度で自分の考えを述べる小論文とする。小論文については点数化し、30点満点とする。

⑥ 選抜資料の満点

全体の満点は、500点とする。

(2) 一般選抜

学力検査と調査書の成績の比重は同等とし、学力検査の成績、調査書の審査結果及び一般面接の結果を資料として総合的に判定して選抜する。（次の①から④）

① 学力検査

5教科実施し、学力検査の満点を250点とする。

② 調査書

「各教科の学習の記録」の評定については、国語、社会、数学、理科、外国語（英語）、音楽、美術、保健体育、技術・家庭の第1学年から第3学年の評定の合計に音楽、美術、保健体育、技術・家庭の第1学年から第3学年の評定の合計をさらに加えて、195点満点とする。

「特別活動等の記録」及び「長所・特技等の記録」は、部活動や地域クラブ活動等の実績や取組内容などを含めて総合的に評価して点数化し、55点満点とする。

調査書の成績の満点は合計250点とする。

③ 一般面接

個人面接を実施する。一般面接については段階評価する。

④ 選抜資料の満点

全体の満点は、500点とする。

18 合格者発表

- (1) 令和6年3月14日（木）正午以降、本校で発表する。
- (2) 合格者に対しては、合格通知書を交付するので、前期選抜受験票を持参し、当日受付に申し出る。
- (3) 電話等による合否の問い合わせには一切応じない。
- (4) 提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消すこともある。

19 その他

- (1) 追検査等の実施については、「令和6年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」の定めるところによる。
- (2) 後期選抜は前期選抜で定員を充足しない場合に行う。
- (3) 前期選抜で不合格となった者が、後期選抜に出願するときは、「令和6年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」の定めるところにより、新たに出願書類を提出する。
- (4) 合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届（様式共通8号）を在学（出身）中学校長を通して本校校長に提出する。
ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。
- (5) 本要項に記載されていない事項については、「令和6年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」による。